

東京都市計画都市再生特別地区の変更

都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物 その他の工 作物の誘 導すべ き用途	建築物の容 積率の最 高 限度	建築物の容 積率の最 低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積 の最低限 度	建築物の高さの 最高限度	壁面の位置の 制限	重複利用区 域及び当該 重複利用区 域内におけ る建築物等 の建築又は 建設の限界	備考
都市再生特別地区（日本橋一丁目東地区）	約 3.6ha	—	153/10 (注 2)	—	8/10 (注 3)	—	—	建築物の外 壁、これに代 わる柱又は門 若しくは塀 は、計画図に 示す壁面の位 置の制限を超 えて建築して はならない。 ただし、次の 各号のいずれ かに該当する 建築物は、こ の限りではな い。 (1) 歩行者の 回遊性及び 利便性を高 めるために 設ける歩行 者デッキ、 階段、エス カレーター、エレベ ーター並び にこれらに 設置される 屋根、柱、 壁その他こ れらに類す るもの	計画図の とおり	1 中水道施設の用に供す る部分その他これに類す るものは、A 街区 700 m ² を上限として、容積率の 算定の基礎となる延べ面 積から除く。(注 1) 2 地域冷暖房施設の用に 供する部分その他これに 類するものは、A 街区 15,310 m ² 、B 街区 900 m ² を上限として、容積率の 算定の基礎となる延べ面 積から除く。(注 1) 3 電気事業の用に供する 開閉所及び変電所の用に 供する部分その他これら に類するものは、A 街区 4,930 m ² を上限として、容 積率の算定の基礎となる 延べ面積から除く。(注 1) 4 コージェネレーション 設備の用に供する部分そ の他これに類するもの は、A 街区 900 m ² を上限 として、容積率の算定の 基礎となる延べ面積から 除く。(注 1) 5 太陽熱集熱設備、太陽 光発電設備（屋上又は屋 外に設ける駐車場、駐輪
	A 街区 約 1.6ha		209/10 (注 1) ただし、 28/100 以上 を国際的、先 進的なビジ ネス活動を 促進する施 設及びこれ らに付随す る施設の用 途とする。	40/10		1,000 m ²	高層部 A : 240m 低層部 A : 45m ※高さの基準点 は T.P. +3.4m とする。			
	B 街区 約 1.0ha		129/10 (注 1) (注 2)	40/10		1,000 m ²	高層部 B : 225m 低層部 A : 45m ※高さの基準点 は T.P. +3.5m とする。			

	C街区 約 0.6ha	1/10	1/100	10 m ²	低層部B : 5m ※高さの基準点 は T.P. +4. 0m とする。	(2) 建築物の 出入口の上 部に位置す るひさしの 部分	
	D街区 約 0.1ha	5/10	1/10	10 m ²	低層部C : 15m ※高さの基準点 は T.P. +3. 5m とする。		
	E街区 約 0.3ha	5/10	1/10	10 m ²	低層部D : 10m ※高さの基準点 は T.P. +4. 3m とする。		
							場、建築設備等の上空に設置する太陽光パネル等とそれを支える構造物で囲まれた部分を含む。)の用に供する部分その他これらに類するものは、A街区 300 m²、B街区 100 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注1) 6 駅等から道路等の公共空地に至る動線上無理のない経路上にある通路等の用に供する部分は、A街区 900 m²を上限として、容積率の算定の基礎となる延べ面積から除く。(注1) 7 国家戦略特別区域法第16条に規定する国家戦略住宅整備事業に係る認定を受けたときは、同条第2項第二号の数値又は同項第三号の算出方法により算出した数値とする。ただし、容積率の最高限度の数値は、地区全体で155/10、B街区で136/10を上限とする。(注2) 8 建築基準法第53条第6項第一号に該当する建築物にあっては、2/10を加えた数値とする。(注3) 9 別添図のとおり、道路表層整備、広場整備、地下接続通路整備、歩行者通路等整備及び首都高速道路への用地提供を行う。

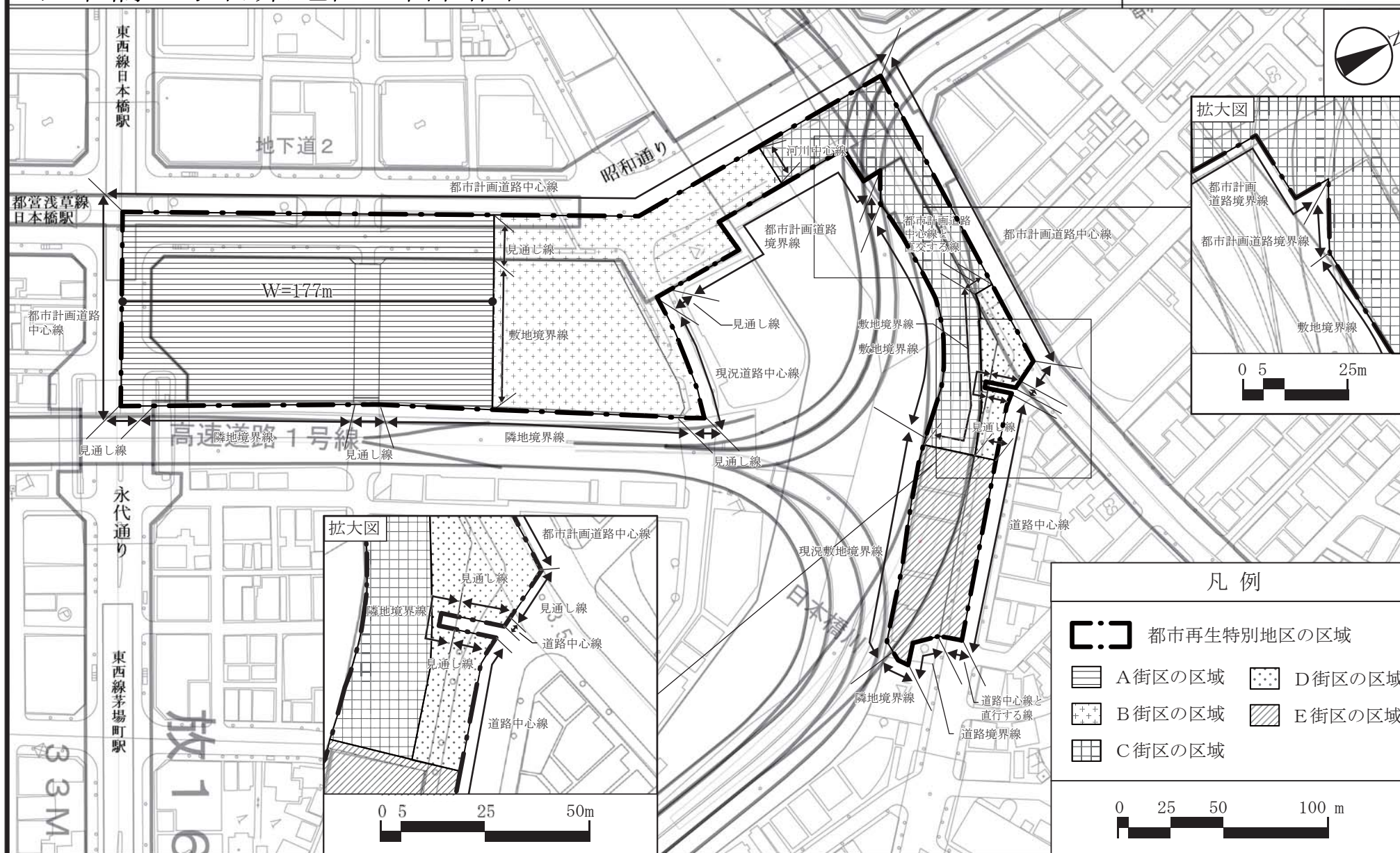
その他の既決定の地区	面 積	位 置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目21地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目12地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	千代田区神田駿河台四丁目地内
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-12地区)	約 1.3 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(日本橋二丁目地区)	約 4.8 ha	中央区日本橋二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)	約 2.4 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)	約 3.2 ha	港区浜松町二丁目地内
都市再生特別地区(渋谷駅地区)	約 4.9 ha	渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区)	約 1.0 ha	渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目3・17地区)	約 2.2 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.8 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)	約 1.4 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区)	約 1.7 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町15地区)	約 0.7 ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内

都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約 1.6 ha	中央区京橋一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約 2.2 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約 8.1 ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約 3.9 ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)	約 4.7 ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)	約 2.4 ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
都市再生特別地区(赤坂二丁目地区)	約 2.0 ha	港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内
都市再生特別地区(歌舞伎町一丁目地区)	約 0.6 ha	新宿区歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目各地内
都市再生特別地区(品川駅北周辺地区)	約 9.5 ha	港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目北地区)	約 1.6 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町一丁目地区)	約 1.1 ha	中央区日本橋室町一丁目地内
都市再生特別地区(内神田一丁目地区)	約 1.0 ha	千代田区内神田一丁目地内
都市再生特別地区(東池袋一丁目地区)	約 1.5 ha	豊島区東池袋一丁目地内
都市再生特別地区(新宿駅西口地区)	約 1.6 ha	新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目東地区)	約 1.1 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(赤坂二・六丁目地区)	約 1.7 ha	港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内
小 計	約 129.6 ha	
今回変更する地区		
都市再生特別地区(日本橋一丁目東地区)※本件	約 3.6 ha	中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目西地区)	約 2.9 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
合 計	約 136.1 ha	

「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

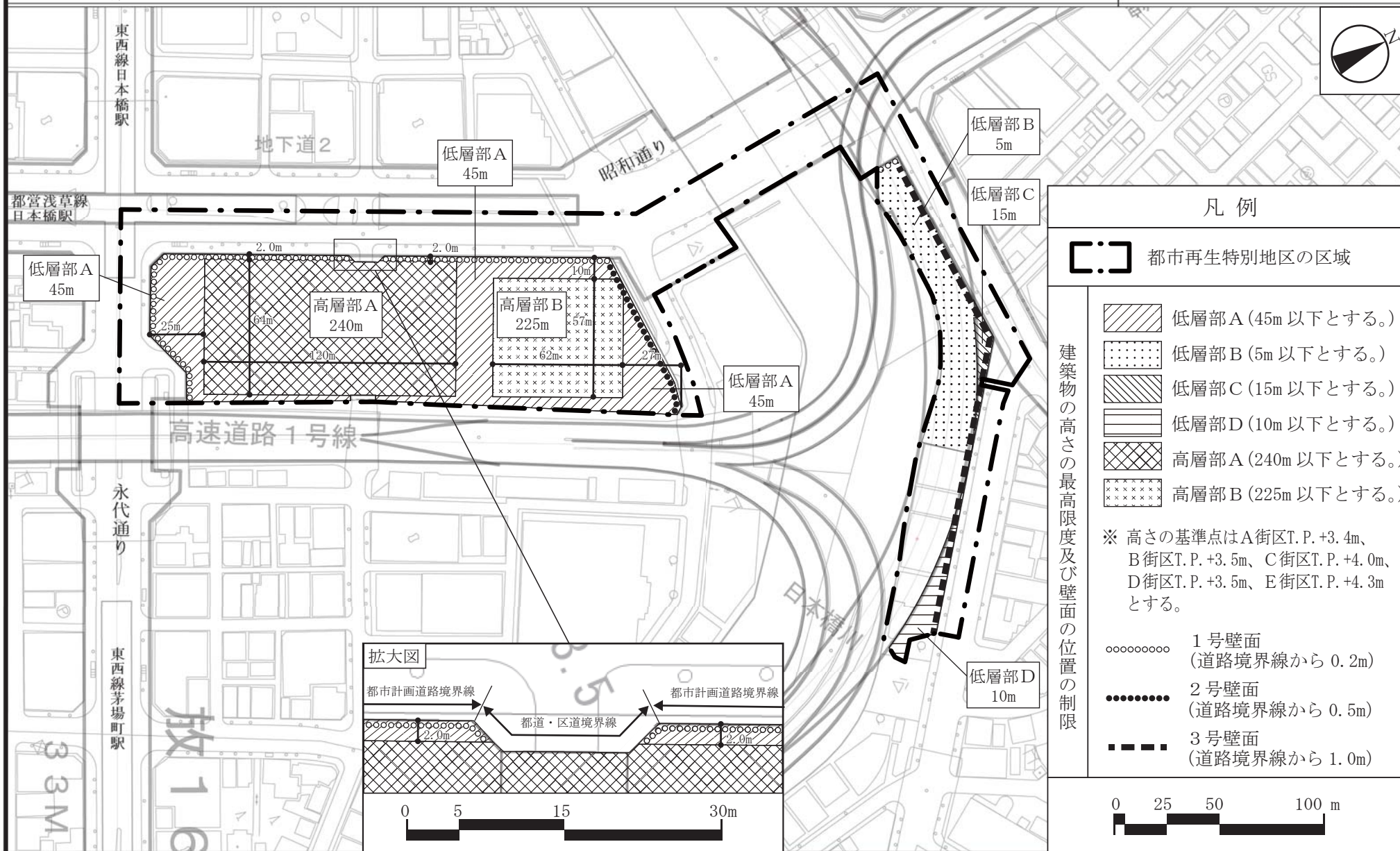
理 由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。

東京都市計画都市再生特別地区
日本橋一丁目東地区 計画図 1



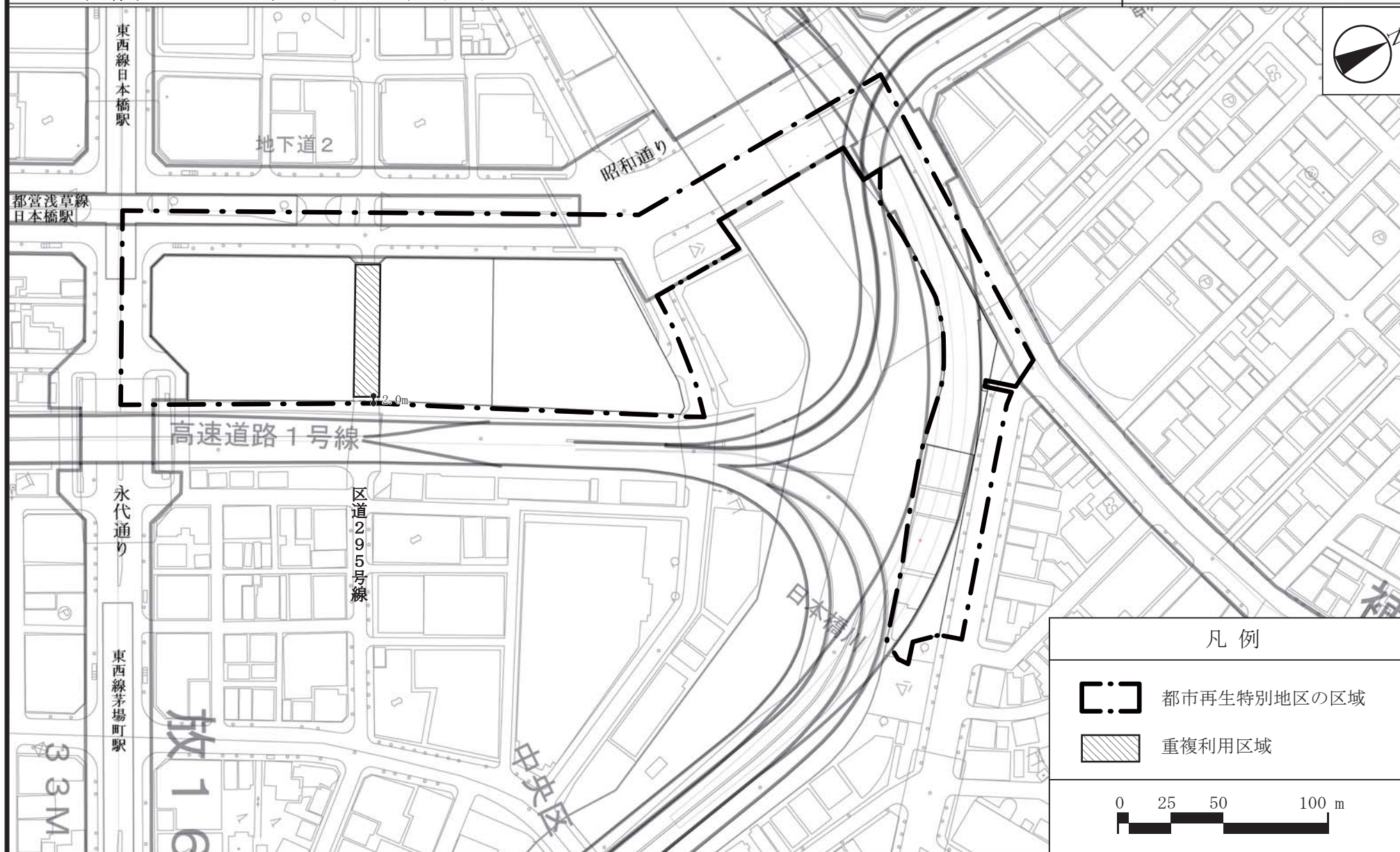
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第268号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）3都市基街都第129号、令和3年7月7日
 （承認番号）3都市基街都第33号、令和3年7月2日

東京都市計画都市再生特別地区
日本橋一丁目東地区 計画図 2



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第268号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第129号、令和3年7月7日
（承認番号）3都市基街都第33号、令和3年7月2日

東京都市計画都市再生特別地区 日本橋一丁目東地区 計画図 3



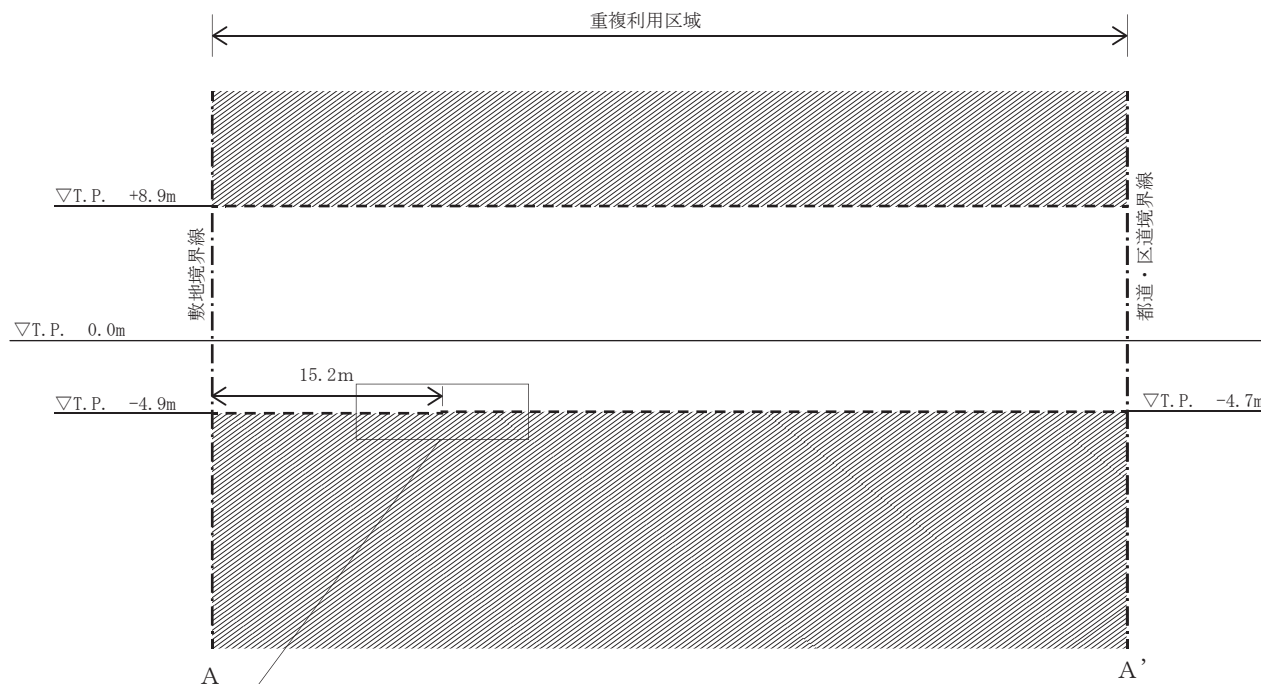
この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第268号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）3都市基街都第129号、令和3年7月7日

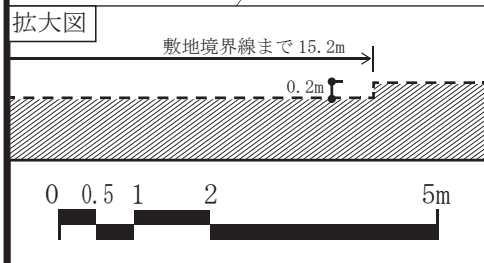
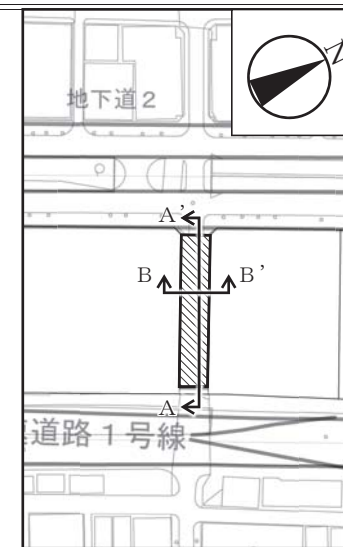
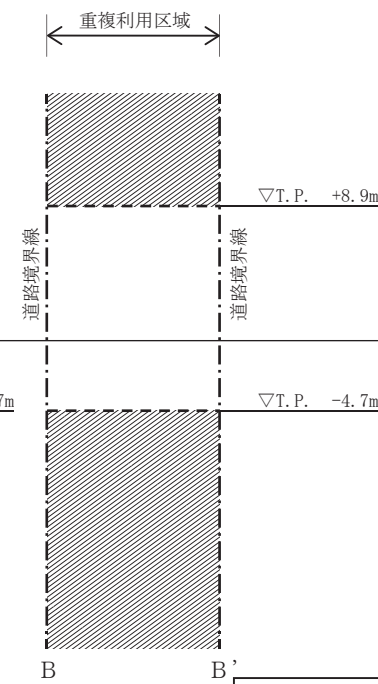
（承認番号）3都市基街都第33号、令和3年7月2日

東京都市計画都市再生特別地区 日本橋一丁目東地区 計画図 4

A-A' 断面



B-B' 断面



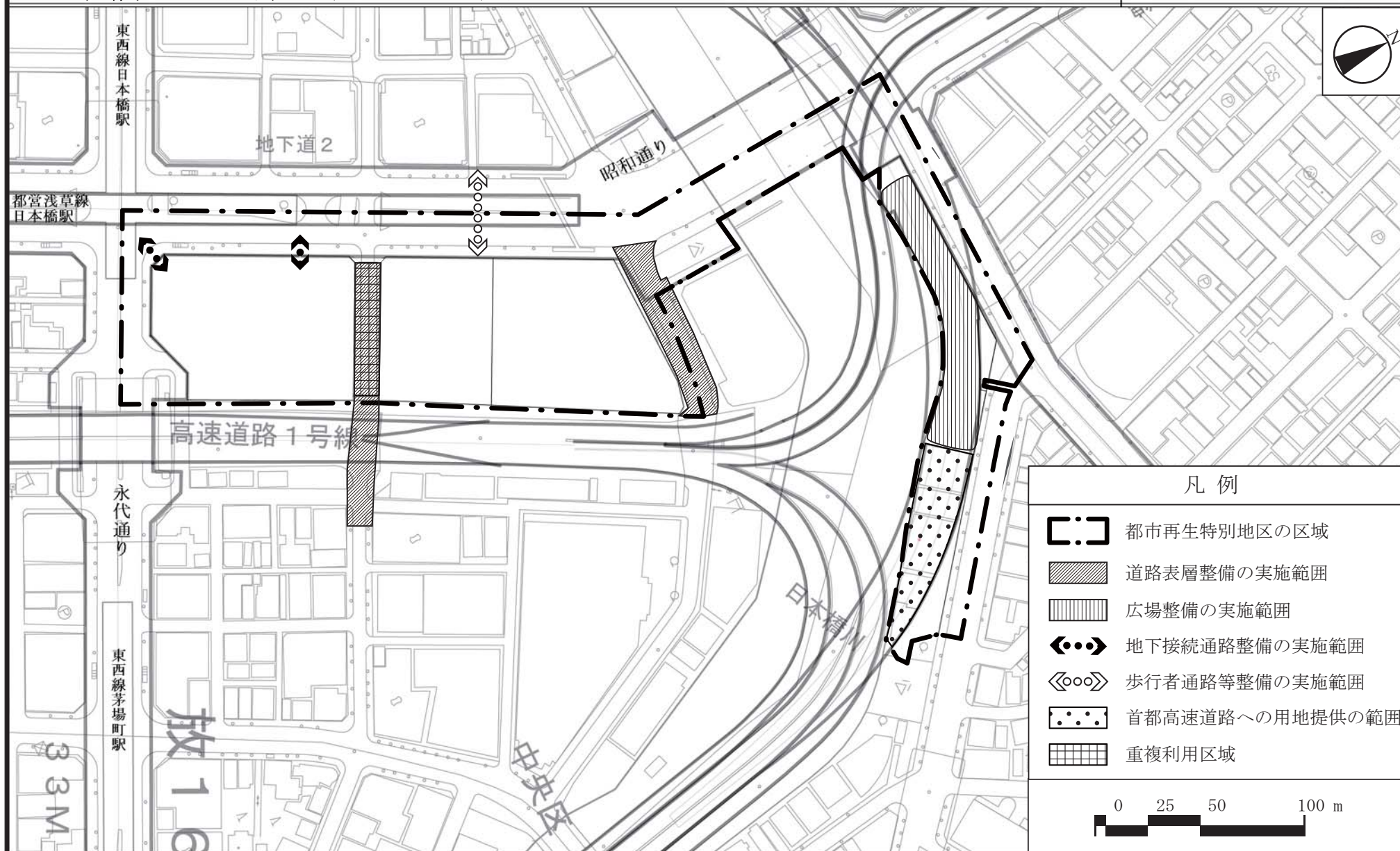
凡 例

-  重複利用区域
-  建築物等の建築又は建設の限界
-  建築可能区域



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第268号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）3都市基街都第129号、令和3年7月7日
（承認番号）3都市基街都第33号、令和3年7月2日

東京都市計画都市再生特別地区 日本橋一丁目東地区 別添図



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交第268号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

（承認番号）3都市基街都第129号、令和3年7月7日

（承認番号）3都市基街都第33号、令和3年7月2日